

◎新潟県告示第1269号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成30年12月7日

新潟県知事 花 角 英 世

1 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
鹿伏(2)地区	佐渡市相川鹿伏	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩首2地区	佐渡市岩首	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
多田(4)地区	佐渡市多田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下黒山(2)地区	佐渡市下黒山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上川茂(2)地区	佐渡市上川茂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）